

第5章 計画の推進

健康づくりの推進には、一人ひとりが健康に関心をもち、健康づくりに積極的に取り組み、生涯にわたり健康的な生活を送ることが大切です。

町民の健康は、家庭、地域、職場等の社会環境の影響を受けます。本計画の効果的な推進のため、国、道、町だけではなく、町民、家庭、学校、地域団体、企業や民間団体などさまざまな関係機関が連携を図り、社会全体が相互に支え合いながら町民の健康づくりを整備していく必要があります。

そのため、ここではさまざまな主体や関係機関の役割を明確にすることで、円滑な健康づくりの推進体制の構築をめざします。

○健康増進法

第一章 総則

(国民の責務)

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(国および地方公共団体の責務)

第三条 国および地方公共団体は、教育活動および広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析および提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成および資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

第二章 基本方針等

(都道府県健康増進計画等)

第八条 都道府県は基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第1節 各主体の役割

1 町民一人ひとり・家庭の役割

健康づくりの主体は町民であり、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを自覚し、日常生活の中で積極的・継続的に取り組むことが大切です。

また、家庭は私達が生活していくうえで、最も基本的な単位で、食事、運動、睡眠、休養などの生活習慣の基盤を培う大切な場です。生涯を通じた健康づくりを実践する第一歩として大きな役割を持っています。

2 地域・活動団体の役割

地域の様々な取組を通じて、健康づくりは行われています。ご近所や自治会などの地域におけるつながりは、健康づくりの輪を広げ、継続していくための大切な場です。

また、住み慣れた地域の中での声かけや見守りをとおして、心身の健康を育むことが大切です。

3 行政の役割

町民の健康づくりのために、様々な事業を展開するとともに、地域や関係団体、企業等と連携・協力しながら、健康づくりを進めていきます。

第2節 計画の推進体制

本計画の総合的かつ効果的な推進のため、町民、関係機関・団体及び行政が連携し、取り組んでいきます。

年度毎の各保健事業や取組について、町民の主体的な健康づくり活動を担う「栗山町健康づくり推進協議会」や「健康寿命延伸のまちづくり協働宣言実施団体」と協働して実施し、町民の意見を施策や事業に反映させていきます。

栗山町健康増進計画の策定及び推進に当たっては、広く関係者の意見を計画に反映させるため、「栗山町健康増進計画策定委員会」を設置し、意見を伺います。

第3節 計画の公表・周知

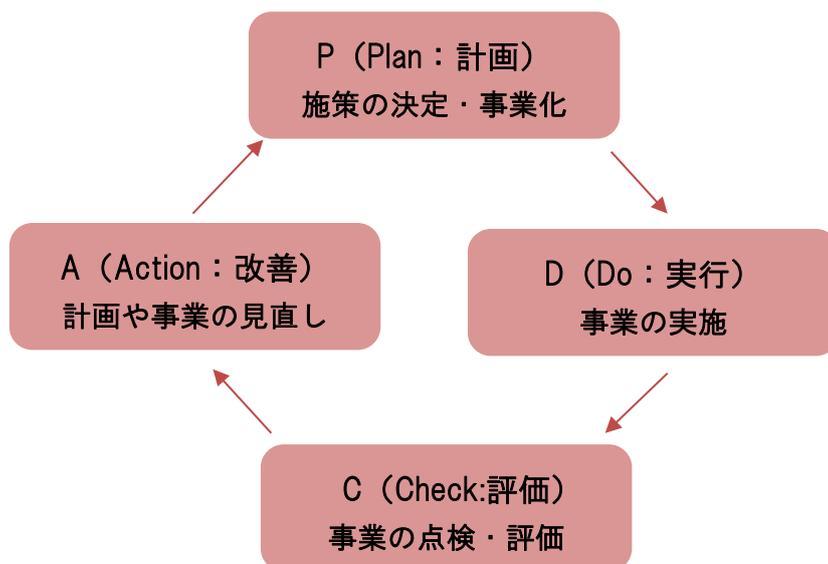
本計画及び趣旨の普及啓発について、本町の広報誌及びホームページへの掲載、保健事業等の実施に併せたパンフレットの配布など、公表・周知を行います。

第4節 計画の進捗管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくためにPDCAサイクルに基づき、計画開始後6年（令和11年度）を目途に中間評価を行うとともに、計画開始後11年（令和16年度）を目途に最終評価を行います。

目標の達成状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行い、効果的な施策を展開していきます。

【PDCA サイクル】



元気が一番!



くりやま

栗山町住民保健課健康推進グループ

令和6年3月発行